だし書中「場合に限り」を「場合には」に、「も使用する」を「とする」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、同項第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第八号」を「第四号」に改め、同条第三項中「、第五号及び第八号」を削り、「次の各号の条件」を「総務大臣が別に告示する技術的条件」に改め、各号を削る。

第五十八条の二の五の見出し中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同条中「電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下又は一四・四GHzを超え一五・三五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の」を「一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下又は一四・四GHzを超え一五・三五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる」に改め、同条第二号中「、八相位相変調」を削り、「又は六四値直交振幅変調」を「若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの」に改め、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の六の見出し中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同条中「電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、一七・七GHzを超え一七・八二GHz以下、一七・八五GHzを超え一八・五七GHz以下、一八・六GHzを超え一八・七二GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「一八GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）」を「一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「一六値直交振幅変調又は」を「一六値直交振幅変調若しくは」に改め、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第五十八条の二の六の二の見出し中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同条中「電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、二二・四GHzを超え二二・六GHz以下又は二三GHzを超え二三・二GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「二二GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）は、次の各号」を「二二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（二二・四GHzを超え二二・六GHz以下又は二三GHzを超え二三・二GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の九の見出し中「使用して通信系を構成する」を「使用する」に改め、同条中「一二・二GHzを超え一二・五GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）」を「一二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（一二・二GHzを超え一二・五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二八値直交振幅変調」を「若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの」に改める。

第五十八条の二の九の二を削る。

第五十八条の二の十の見出し中「使用して通信系を構成する」を「使用する」に改め、同条中「三七・五GHzを超え三七・九GHz以下又は三八・五GHzを超え三八・九GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）」を「四〇GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（三七・五GHzを超え三七・九GHz以下又は三八・五GHzを超え三八・九GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「二相位相変調、四相位相変調又は二値周波数偏位変調」を「二値周波数偏位変調、二相位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するもの」に改める。

別表第一号の表注31⑼中「、7.5GHz帯及び12GHz帯」を「又は7.5GHz帯」に改め、同注31⑾を次のように改める。

⑾　11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局、22GHz帯の周波数の電波を使用する固定局及び40GHz帯の周波数の電波を使用する固定局　50（10^{-6}）

別表第一号の表注31⒀中「⑾及び⑿」を「⑽及び⑿」に改め、同注31に次のように加える。

⒅　12GHz帯の周波数の電波を使用する固定局　20（10^{-6}）

別表第一号の表注48中「電気通信業務用固定局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局」を「固定局」に改める。

別表第二号第34中「電気通信業務用固定局」を「固定局」に改め、同第34に次のように加える。

4　X7W電波のもの　37.2MHz又は次に掲げる値

(1)　変調信号に誤りを訂正する信号が付加されていないもの　6.6MHz

(2)　変調信号に誤りを訂正する信号が付加されているもの　13.2MHz

別表第二号第48中「電気通信業務用固定局及び18GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局」を「固定局」に改め、同表に次のように加える。

第66　11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1　チャネル間隔が40MHzのもの　36.5MHz

2　チャネル間隔が60MHzのもの　53.5MHz

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十五号を次のように改める。

四十五　削除